

第 1 2 回 軽米町議会定例会

令和 6 年 1 2 月 5 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

日程第 1 一般質問

6 番 中 村 正 志 君

8 番 茶 屋 隆 君

5 番 江刺家 静 子 君

日程第 2 議案第 8 号 軽米町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 9 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 1 0 号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 1 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 1 2 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 1 3 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 8 議案第 1 4 号 令和 6 年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 議案第 1 5 号 令和 6 年度軽米町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 0 議案第 1 6 号 令和 6 年度軽米町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 1 1 議案第 1 7 号 令和 6 年度軽米町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

○出席議員（１２名）

1 番	田 中 祐 典 君	2 番	甲 斐 鉦 康 君
3 番	上 山 誠 君	4 番	西 舘 徳 松 君
5 番	江刺家 静 子 君	6 番	中 村 正 志 君
7 番	田 村 せ っ 君	8 番	茶 屋 隆 君
9 番	大 村 税 君	1 0 番	細谷地 多 門 君
1 1 番	本 田 秀 一 君	1 2 番	松 浦 満 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	日 山 一 則 君
政 策 推 進 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 主 幹	鶴 飼 義 信 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	寺 地 隆 之 君
町 民 生 活 課 長	鶴 飼 靖 紀 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
産 業 振 興 課 長	小笠原 隆 人 君
産 業 振 興 課 主 幹	輪 達 隆 志 君
地 域 整 備 課 長	神久保 恵 蔵 君
水 道 事 業 所 長	神久保 恵 蔵 君
教 育 委 員 会 教 育 長	小 林 昌 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 舘 寿 徳 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	輪 達 ひろか 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 一 則 君
農 業 委 員 会 会 長	山 田 一 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小笠原 隆 人 君
監 査 委 員	西 山 隆 介 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	関 向 孝 行 君
-------------	-----------

議 会 事 務 局 主 任
議 会 事 務 局 主 事

竹 林 亜 里 君
山 下 海 斗 君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって 6 番、中村正志君、8 番、茶屋隆君、5 番、江刺家静子君の 3 人としします。

次に、本日付で町長から議案 10 件の追加提出がありました。配布していただきますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案 10 件の取扱いについては、12 月 4 日、本会議終了後に開かれた議会運営委員会において協議した結果、令和 6 年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上により、追加議案の付託区分表は配布していただきますので、朗読は省略いたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第 1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇ 6 番 中 村 正 志 議員

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

通告した質問方式は、一問一答方式、持ち時間は 60 分、11 時 1 分までといたします。

〔 6 番 中村正志君登壇〕

○ 6 番（中村正志君） 2 日目のトップバッターとして質問させていただきます。6 番、中村正志。私からは 3 項目について、一問一答方式でお願いいたします。

第 1 項目め、公衆浴場、銭湯の整備についてお願いいたします。公衆浴場の整備につきましては、平成 31 年 3 月議会において、先輩議員から提言されており、そ

のときの答弁で山本町長は、公衆浴場については多くの町民が希望しており、他世代の交流の場、健康増進等に効果的な施設であるとともに、利用者には安らぎを与える施設でもあると認識している。そして、福祉ゾーンを念頭に町の財政事情、経営計画、管理計画など総合的に検討する。また、老人福祉センターに町民全てが利用できる浴場があるが、町民が希望するような湯っこはないというのが現実であり、公共施設の更新等の際に検討すると答弁されております。

それから5年を経過し、山本町長も5期目からさらに6期目も当選され、通算で22年の町長職を務められております。その長い経験を存分に発揮され、町民の期待に応えるべく政策がますます実現されるものと期待するものです。

そこで質問ですが、第1点目は、さきの提言について検討すると言われておりますが、これまでの5年余りの期間において、公衆浴場についての検討状況についてお伺いします。

2点目として、町民が唯一風呂を使用できる施設の老人福祉センターがありますが、建設から四十数年経過しており、老朽化に伴う更新の考え方についてお伺いします。

3点目ですが、軽米町に公衆浴場が必要だという町民要望が多いと認識しているようですが、町民ニーズが多いという課題を早期に解決するために、第一優先として進めるべきと思いますが、新年度における予算措置などの考えはないのか、お伺いします。

4点目です。コロナの収束により、今後公衆浴場整備の議論がまた活発化することを期待いたしますが、そのことについての考えについてお伺いします。

最後の質問です。たとえ公衆浴場を今後整備しようにも、まだまだ時間がかかると思います。その時間も月単位ではなく、1年、2年単位先のことかと予想されます。その間老人福祉センターの浴場をもっと幅広い層の方々にも利用できるように創意工夫で町民の利便性に応える考えはないか、お伺いします。

以上、答弁方、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の公衆浴場、銭湯の整備についてのご質問にお答えをいたします。

公衆浴場の整備につきましては、議会での一般質問等で取り上げられたこともありますが、町単独での整備には課題も数多く、実現には至っていない状況でございます。町民の方々のご要望もあることは承知しておりますが、施設整備に当たっては、財源の確保、管理運営コストの負担、水源の確保等多くの課題が山積していることから、直営で整備し管理を委託する方法、民間に整備、管理をお願いする方法

など、県内外の公衆浴場の運営状況等の情報を収集している現状であり、事業化には至っていない状況でございます。

次に、老人福祉センターの更新についてのご質問でございますが、軽米町老人福祉センターは、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として、老人福祉法に基づき昭和５６年に整備されました。現在の土地は借地であり、４３年余りが経過しておりますが、これまで必要な改修、修繕を行いながら運営している状況でございます。また、毎週火曜日、金曜日については、薬湯の湯としてご利用いただいております、今現在運営に支障を来すような状況ではありません。今後も利用者に満足いただける施設となるよう、軽米町社会福祉協議会と協力して運営してまいりたいと考えております。

施設の更新については、リフォームか、新たに複合施設として整備するのか、あらゆる観点から検討し、また建て替えが必要と思われる施設は、老人福祉センターのほかにも複数ございます。どの施設をどのような順番で施設整備を進めるかについては、軽米町公共施設等総合管理計画の中で全庁的に検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔６番 中村正志君登壇〕

○６番（中村正志君） 現状においては、調べながら情報収集しているというふうなお答えでございましたので、少しは安心しました。全く何もやっていないのではないかとこのように私は思っていましたので、そういう点では前に進もうという姿勢が受けられるような答弁かなと思いました。

そこでお伺いしたいのですけれども、公衆浴場と老人福祉センター、現在軽米町には老人福祉センターの中に風呂があるわけですが、それを一緒に考えてこれから進めようとしているのか。ではなく、老人福祉センターは老人福祉センター、風呂は風呂と別に考えようとしているのか、その辺の現状でのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） それは今現在老人福祉センターの中でお風呂は皆さんに非常に愛好されておりますので、当然これはまた新しく老人福祉センターを造る際には、併設して造らなければいけないというような考えであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔 6 番 中村正志君登壇〕

○ 6 番（中村正志君） 現在老人福祉センターに風呂あるので、それに風呂がなくなれば、今利用している人たちが困るというふうなことで、今の答弁ではないかなと思いますけれども、そうではなく、老人福祉センター、昭和 56 年度に建設した当時と現状では、軽米町のそれぞれの施設もいろんな施設ができておりますので、ダブる施設等も出てきて、老人福祉センターそのものの空きルームというか、空いている部屋、使っていない部屋なんかもあるような気もしたりしております。

そういうふうな観点からすれば、今現在老人福祉センターとしてどのような形で軽米町に必要なのかというのは、やはり別に考えていく必要があるのではないかと私は思うわけですが、そこで今聞いたのは、だから老人福祉センターは老人福祉センター、風呂は風呂というふうな別個に考えてもいいのではないかと。どうせ風呂は風呂で建設すれば、今利用している人たちも使えるのではないと思うわけですので、その辺をどのようにお考えなのかということで今質問したのですけれども、実は私たちも老人福祉センターの施設を 3 月に視察させていただきました。

その状況の中では、1 日の利用者は大体男女で 15 人から 20 人ぐらいだと、先ほど言った薬湯のある日は少し増えるというふうなお話もありました。ただ現状は、月曜日から金曜日で 10 時から 4 時までと、この 10 時から 4 時までに行ける人は行っているのではないかと思いますけれども、やはり幅広く若い世代とか親子連れとかというふうなことになるれば、果たしてそれはどうなのかなと。多分それでそういう世代の人たちは行けないのではないかと。また、風呂自体も実際見ましたが、ちょっと狭いような気もしたりしております。

ですから、その辺のところを今後考えて、ただ現状はあそこしかないということであれば、試験的にもう少し時間を長くして、若い人たちも親子連れでも使えるような時間帯を設定する。そのためには、職員の増というふうなものも考えなければならぬと思いますけれども、これからやるといってもすぐにはできないでしょう、やるといっても 2 年、3 年は先のことではないかと思うわけですので、そこで最後に聞いたのは、そういうふうなこと。

ですから、そういうふうな今現状をいかにして使えるような、逆に言えば試験的にして、こういう形にすれば来てくれる、時間を延ばしたからといっても来ないとか、やはり様々やってみなければならぬのではないかと思うわけですが、その辺のところ、ちょっと別に考えてもいいような、施設そのものを。

そこでちょっと提案なのですけれども、今宇漢米館も建設されてにぎわいがあるというふうなこと。ただし、町のほうを見ますと、かなり空き家とか、無人的な土地とか、何かその辺が町の市街地に非常に多いのではないかなと。

また、旧馬検場、当初宇漢米館を建設しようとしていたところ、あそこだってそ

のままになっていると。でも、あの近くに個人の住宅が結構建設されてきているという、やはりその辺は非常に中心地としていい場所だというふうに認識して、そういうふうなことになっているのではないかと思うわけですが、そこでここ2年間あまり動きがないと。ただ、町長も6期目のちょうど中間点になっております。これからあと2年の、6期目の24年の集大成として、やはり町の市街地を再生するような、にぎわいを創出できるような町づくりを考えてはいかがか。その中の一つの施設として、風呂も併せて、馬検場も含めて、そして宇漢米館等と連携できるような状況をつくるというふうな考えをお持ちではないのか。

そしてすぐには、在任中はできないかもしれませんが、そういう将来の夢を、計画をつくった上で、次の世代にバトンタッチしていくというふうなこともあっていいのではないかと私は思うわけですが、やはり今のままでは軽米町はちょっと廃れていっている、人口も8,000人を切っております。その辺のところを考えて、ただ単なる老人福祉センターの改修ということだけにとらわれないで、町全体のにぎわいを持てるような公衆浴場というふうなのを考えてほしいと思いますけれども、この考え方についてご見解をお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご提言大変ありがとうございました。私も今、やはり交流人口の拡大と申しますか、人が大いに集まる場所というのは、非常に従来から考えておりました。そこで宇漢米館、今建設して1年になりますけれども、大変皆さんに好評いただいて、もう既に5万9,000人利用をしております。そういうところで、非常にそういった場所に集約して、いろんな施設を建てるべきではないかというふうなご意見は、私も賛同するところであります。

そして、公衆浴場のほかに、子供の遊び場とか、いろんな施設等の要望もございますし、また老朽化しておる施設の、老人福祉センターもそうでありますけれども、軽米町商工会とか、いろんなそういう施設もございます。そういったものを総合的に検討しながら、そしてどういうふうな形でどういう順番で進めるかということも総合的に考えながら、浴場の在り方も含めて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございます。いずれ風呂だけではなく、今の答弁の中にも遊び場もまだ忘れていただいているなと思って、軽米町商工会もというふうな話もありました。いろいろそういうふうな点を加味しながら、町づくりのにぎ

わい創出に向けて考えてほしいなと思いますので、今回はそこまでの質問の内容ではないので、ここで終わりにしますが、いずれ次回は、そういう大きな町中心部の町づくり等についても質問させていただいて、町のにぎわい創出に向けていきたいと思いますので、時間もありますので、1点目の質問は終わりにさせていただきます。

2点目について質問させていただきます。2項目めは、子育て支援策の財源と町民理解についてお願いします。軽米町の子育て支援政策は、先進的な施策が数多くあります。しかし、果たして町民がそのことをどれだけ理解されているのか疑問に思うことがあります。ここ数年無償化施策が数多くありますが、本来歳入として入るべき金額分がゼロになることにより、ほかの事業に影響しているのではないかと心配するのですが、そこで1点目の質問、子育て支援政策における無償化施策の事業、次の3事業に限って、その財源、歳入の補填等は何かをお伺いします。1つ目は保育料の無償化、2つ目は小中学校給食の完全無料化、軽米高校生の半額助成、3つ目は小中学生の体育施設等の電気使用料の無償化、以上3事業に対しての財源補填分は何かをお伺いします。

2点目として、この無償化事業について、町民誰もが理解できるような広報活動を行う考えはないか、お伺いします。軽米町民は、無償化が当たり前だと思っているのではないのでしょうか。無償金額の補填財源や他市町村との比較なども踏まえて、軽米町ならではの子育て支援事業を実施していることを広報し、町民の理解を深めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、教育長にお伺いします。町の施策に誇りを持つための児童生徒への指導を行い、町への愛着心、感謝する心の育成強化に努めるべきと考えますが、このことについて教育長の考えも併せてお伺いします。

以上、答弁方、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の子育て支援策の財源と町民理解についてのご質問にお答えいたします。

町では、子育て環境日本一を目指す町づくりの実現のため、各種支援策を実施してまいりました。ご指摘のとおり、支援策には保育料や給食費などの無償化とするものも多数あり、貴重な財源が減少することとなりますが、予算編成において財政状況を見極めながら、補填財源の検討や歳出予算の適正配分に努め、他の事業に影響のないように努めてまいりました。

ご質問の無償化事業の財源等についてお答えをいたします。最初に、保育料でございますが、町では令和元年10月から国の制度と同様に、ゼロ歳から2歳児の課

税世帯を除き、保育料の無償化を行ってまいりました。その後、令和３年４月から副食費を無償化し、令和４年４月からは完全無償化としております。無償化実施前の平成３０年度の保育料収入は１，６７３万２，１６０円でございます。これに対する補填財源はありませんが、国の制度として行われる無償化に係る減収分は普通交付税により措置されております。そのほか、現在副食費についても町では無償化としており、年間３００万円ほどの利用料の減収分については、全額一般財源で対応しております。

なお、県内では保育料について１３市町村が完全無償化を実施しております。町内小中学校の給食費完全無償化及び軽米高等学校の給食費半額助成については、令和３年度から実施しております。無償化以前の令和２年度では、小中学校の給食費が約２，３００万円、高等学校への助成が約１５０万円でございます。補填財源には、過疎対策事業債、これはソフト事業分でございますけれども、これを一部充当しております。県内では１１市町村で小中学校の給食費の完全無償化を実施しております。１７市町村が一部助成を行っております。

次に、小中学生の体育施設の電気料についてありますが、平成２６年度より中学校での諸行事及びクラブ活動、スポーツ少年団の利用時に減免を行っております。減免前の平成２５年度の電気料は４２万８，３４０円で、小中学校の活動やスポーツ少年団による納入額は１６万６，１４０円となっております。減免に対する補填財源はありません。二戸管内市町村では、中学校及びスポーツ少年団として使用の際に、二戸市、九戸村では無料、一戸町では料金を徴収している状況でございます。

本来歳入として入るべき分がゼロになることにより、ほかの事業に影響するのではないかとございしますが、無償化事業は町にとって大きな財政負担であることは間違いありません。しかしながら、無償化による他事業等への影響を与えることのないよう、財源の確保に努めながら対応しているところでございます。

また、無償化が当たり前になることへの不安はごもっともでございますが、子育て支援は、将来を担う子供たちの健やかな成長を支える上で極めて重要であるとの思いから、拡充に取り組んでまいりました。町民の皆様からご理解いただくために、広報等を通じた事業の目的、効果など、引き続き分かりやすく伝えてまいりたいと考えております。

今後は、引き続き国、県に対して、子育て支援施策への財源確保を要望しながら、財政状況をしっかりと見据え、持続可能な形で子育て支援を続けていくことを目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 中村議員の子育て支援策の財源と町民の理解についてのご質問
4点目、町の施策に誇りを持つための児童生徒への指導を行い、町への愛着心の育成強化に努めるべきについてお答えいたします。

町では、子育て環境日本一を目指す取組として、保育料や給食費の無償化、子育て世代への各種助成制度の創設、使用料、利用料の減免など、幅広い施策を実施しております。児童生徒が軽米町を学ぶ学習として、小中学校では総合的な学習の時間で町の産業、文化、歴史等について調べる学習を実施しており、ふるさと軽米町についての理解を深める機会となっております。

感謝の気持ちを育む教育につきましては、特別の教科、道徳の内容項目の一つとして、小学校から中学校を通して行っており、見えないところで支えてくれる人々まで視野を広げ、その善意に気づき、尊重できるよう各校で指導しております。さらに、保護者の皆様に対しましても、保護者説明会等の機会や広報等において、町で行っている子育て支援策につきましてご説明しております。

このように様々な機会を捉え、学校や家庭で感謝する心を育むとともに、各種制度や周りの方々に支えられて生活し、学習していることを児童生徒に指導しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） ありがとうございます。いずれ私も今回の答弁で非常に勉強になりました。というのは、1つ目は無償化、無償化と言いますけれども、果たしてそういうのはどういうふうな財源の中で無償化されてきたのか、またそれがどれだけの歳入減になっているのかというのが、なかなか私自身もふだん気がつかない部分で、やはりこのことは私だけではなく町民の方々も多分知らない人が多いのではないかと。ただ単にただにすればいいのだというふうなことを言います。しかし、これまであった財源がゼロになるということは、やはり町政策のいろんなほかの事業もあると思いますので、それらに影響するのは当たり前のことです。でも、それを財政担当等が一生懸命頑張っていて、それがあまり町民生活に支障がないようにやっていたいているということに対しては敬意を表したいというふうに思います。

ただ、このことを自分たちで分かっているだけではなく、やはりこれを広く町民の方々、また児童生徒、保護者等にも詳しく伝えて、軽米町はほかではやっていないことをやっているのだよということをもっともっと詳しく丁寧に説明をし、理解してもらう努力が必要ではないのかなと。何か軽米町、非常にいいのだけれども、またそれを知らないでいる人たちも多いです。

さきにPTAの保護者の方々と懇談した際にも、軽米町の子育て支援は、そのときに資料をお渡しして説明したのですが、そうしたらそれを見て初めて、こういうことがあるのですかというふうなことを若い親の方々が言っていました。ということは、知らないでいると、若い親の世代に伝わっていないというふうなこと、やはりそのことが、せっかくやっていることをお知らせできていないことが非常に残念だなというふうに思います。

ですから、今毎月広報を出しているわけですが、広報を見ると、イベント等だけが載っていますけれども、町が何をやっているかとかいう、行政広報ですから、そういうふうなことがちょっとないのが寂しいなと。もっともっと自慢できることは自慢して、そして町の施策に対して町民が誇りを持って、それをまた町外にいる人たち、親戚の人たちも含めて町外にいる人たちに軽米町ではこういうふうなことをやっているのだよというふうなことを言う町民が多くいればこそ、それこそ移住とか、そういうふうなことにつながるのではないのかなと。ただただ軽米町はちょっと寂しいだけでは、やはり軽米町そのものに魅力を感じる人は少ないのではないかなと思うわけですので、やはりその辺のところを強く言いたいのですが、また広報活動を、広報紙もありますし、SNS、それこそ何回も言って、もういいかげんにしてくれと言われていたかもしれませんが、やはりSNSのいろんな情報媒体を使って、若い人たちにも伝わるようにやっていただきたいと思いますけれども、その辺のところ、現状をどのようにお考えか、担当課長でもよろしいですし、お伺いできればと思います。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ご提言、大変ありがとうございました。このほかにも議員ご承知のとおり、医療費の無料化も高校までやっております。それから、今年からおむつの支給を1歳までしております。来年度から高校生の制服の無料化も今検討しているところでございます。そういったことで、やはりこれからも支援策はどんどん、どんどんやってまいりたいと思いますし、またおっしゃるとおり、そういったことを町民に広く伝えていくということも大事だと思いますので、これからもそういったところに努めてまいりたいと思います。

あと、担当の課長のほうからも補足説明いたします。

○議長（松浦満雄君） 政策推進課長、野中孝博君。

〔政策推進課長 野中孝博君登壇〕

○政策推進課長（野中孝博君） ただいまのご質問にお答えいたします。

子育て支援策に係る広報ということでございますけれども、広報かるまいについては、令和5年度でございますけれども、子育て、結婚支援関係情報、またSNS

による情報発信等を含め計6回掲載のほうさせていただいてございます。また、令和6年7月に発行いたしまして全世帯に配布しました軽米町暮らしの便利帳の中にも子育て支援コーナーを作成するなど、多くの町民が目に触れる機会をつくってきておるところではございます。

また、子育て世代の情報収集ツールがスマートフォンになっていることなどから、子育て支援の応援アプリ、めごかるなどによる情報提供、また町のホームページからも各種子育て支援策をまとめたページを簡単に見られるなどの工夫は行ってきてございますけれども、今後も担当課と連携しまして、見やすく、分かりやすい内容に努めまして、行政情報に興味、関心を持っていただけるような情報発信に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） いずれ軽米町ではほかでやっていないことをやっているのだということをやはり強く広報活動するべきではないかと。実際先ほどの答弁の中でも、保育料は13市町村が完全無償化だというふうなことを言っていましたけれども、33のうち、ほかの20市町村は普通にお支払いしているのだと。また、給食については、今全国的に完全無料化にするべきだとかというふうな話がありますけれども、それについてももう先取りして進めているのだと。

ただそういうふうな状況になってくると、逆にほかでもどこでもやっているのと同じような形になってくると、それではやはり軽米町の魅力も半減していくのではないかなと思うわけです。そこでやはりまた新たな、逆に言えばほかでやっていない魅力的な施策というふうなものも考えていっていただかないと、やはりほかよりも、九戸村よりも、隣の二戸市よりも軽米町のほうがいいのだとかというふうな魅力をつけていかないと、軽米町のほうの活性化にちょっとつながらないのではないかなと思いますので、その辺のところを今後期待していきたいと思います。そのことについてはもう終わりにさせていただきますので、3つ目の質問に入らせていただきます。

最後の質問項目であります町のスポーツ振興についてお伺いします。軽米町の最上位計画である軽米町総合発展計画、令和3年から令和12年までの10年計画の前期5年の基本計画期間が令和7年度までとなっております。その中のスポーツ活動の活性化の目標として、町民一人一人が、生涯にわたりスポーツに親しみ、心身ともに健康的な生活を営むため、町民ニーズに応じたスポーツプログラムの充実や指導者の育成・確保、スポーツ施設の整備・有効活用を図り、町民のスポーツ実施率向上を目指すとなっております。

その指標として、20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率の令和7年度目標を65%としています。当初は未調査とありますが、単年ごとに指標を調査することになっていますが、これまでの指標数値はどうなっているのか、第1点目お伺いします。

次からは軽米町総合発展計画に掲げている目標、主要施策についての内容です。2点目として、町民ニーズに応じたスポーツプログラムの充実とあるが、その内容についてお伺いします。

3点目、町民参加型のスポーツイベントの運営に努めるとあるが、その実績についてお伺いします。

4点目、スポーツ指導者の育成・確保の施策についてお伺いします。

5点目、各種スポーツ教室の事業内容についてお伺いします。

6点目、スポーツ施設の計画的な整備補修の実績についてお伺いします。

7点目、スポーツ施設を利用した事業展開の内容についてお伺いします。

次からは総合発展計画に記載はない内容ですが、8点目、スポーツ推進委員を委嘱していると思いますが、活動実績についてお伺いします。

9点目、中学校の部活動の地域移行への方向性、進捗状況についてお伺いします。

10点目、小中学校各種大会派遣費補助金交付において、体育協会が申請する大会と、小中学校長が申請する大会の区分けはどのようなになっているのか、お伺いします。

最後の11点目です。生涯スポーツ担当職員が退職し、補充されていないようですが、軽米町総合体育大会が廃止となり、担当職員が不在で、ますます町のスポーツ熱が下がることに不安を感じております。歯止めをかけてほしいと思うのですが、町の生涯スポーツ推進についての総合的見解についてお伺いします。

以上、質問項目が多いですが、現状を把握し、課題は何か、解決策は何かを見いだすための質問であると受け取っていただければ幸いです。今回のこの質問における議論が行政と町民主体のスポーツ団体が一体となつてのスポーツ推進策を探れるのではないかと期待するものです。前向きな積極的な答弁を希望いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 中村議員の町のスポーツ推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目のこれまでの指標達成数値についてお答えいたします。軽米町総合発展計画策定時には未調査であった20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率は、令和5年度において34.4%となっております。また、同計画策定時には84.3%で

あった体力、運動能力が標準以上の児童生徒の割合は、令和５年度において７４．４％となっております。

２点目の町民ニーズに応じたスポーツプログラムの内容につきましては、町民意識調査などでニーズの把握に努めております。また、各種大会の開催状況などから参加者ニーズに沿ったビーチボール大会等も開催されております。

３点目の町民参加型のスポーツイベントの実績につきましては、町民体育祭の代表者会議の決定による中止や全町を挙げて取り組んでいたチャレンジデーの終了など、これまで開催していたものがなくなりましたが、パークゴルフやグラウンドゴルフなどの大会は町民参加型の形で開催されております。

４点目、スポーツ指導者の育成・確保につきましては、各競技団体の活動に負うところが多くありますが、新たに発足しましたビーチボール協会により、スポーツ推進委員を推薦いただき、新たに１名委嘱いたしました。今後におきましても、各競技の指導者を確保するとともに、指導力の向上を図るため、指導者講習会等の機会を案内してまいりたいと考えております。

５点目の各種スポーツ教室の開催につきましては、本年度まで展開できていない状況にあります。

６点目のスポーツ施設の計画的な整備補修の実績につきましては、総合発展計画の計画期間におきましては、新規事業として、宇漢米館へのトレーニングルームを開設し、ランニングマシン等のトレーニング機器等を購入したほか、町営運動場に屋外トイレを新築いたしました。また、補修事業につきましては、町民体育館の内装の修繕などを行い、各体育施設の維持向上を図っております。

７点目のスポーツ施設を利用した事業展開の内容につきましては、展開に至っておりません。

８点目のスポーツ推進委員の活動実績につきましては、本年７月は東北地区スポーツ推進委員研修会へ、９月には岩手県スポーツ推進委員研修会へ参加していただいております。令和７年２月には二戸地区スポーツ推進委員研修会へ参加していただく予定になっておりますとともに、令和７年９月には岩手県スポーツ推進委員研修会が軽米町で開催される予定となっておりますことから、実行委員として活動していただく予定となっております。

９点目の中学校の部活動の地域移行の方向性と進捗状況につきましては、昨年度スポーツ推進委員会において、委員の皆様に移行に係る方向性などにつきまして説明させていただきました。また、対象となります軽米中学校とは、推進に係る方向性等を協議し、課題を確認するとともに、情報の共有を進めております。

１０点目の小中学校各種大会派遣事業費補助金交付申請における申請者の区分につきましては、学校教育活動の一環として出場する大会等につきましては、学校か

らの申請とし、個人としての出場や競技団体経由で出場した大会などについては、体育協会からの申請とするものと区分しております。

最後の質問につきましては、現在生涯スポーツの専任職員はおらず、職員が手分けして業務を進めているところであります。専任職員の不在につきましては、年度途中での状況の変化であったことから、現在臨時的な対応を取らせていただいております。関係団体の皆様にはご不便をおかけしているところがあると思いますが、ご協力をいただきながら業務を進めてまいりたいと考えております。

生涯スポーツは、誰もが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむことと捉えております。それにより、心と体の健全な発育を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある生活の実現が期待されるものと考えております。今日児童生徒の減少、住民の皆様の生活様式や価値観の変化など、町民のスポーツ及びスポーツイベントに関わる環境が大きく変化しております。その変化に対応した生涯スポーツの振興の施策が求められていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 実際私もスポーツに携わっている人間ですので、現状はある程度把握していると思っておりました。実際ほとんど進んでいないなど、職員がいないということが、そのとおりだと思いますが、それはそれとして、しかしもう少し何とかしてほしいというのがあって今回もまた質問させていただいたわけです。

そこで私は、今回軽米町総合発展計画を基にして質問させていただきましたけれども、軽米町教育委員会ではその下に、やはり軽米町教育振興基本計画というのがあると思います。それが軽米町教育委員会としての最上位計画であると。それに沿った形で軽米町教育委員会の事務を執行しているのではないかと。

今回も事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が出されておりました。そこで軽米町教育振興基本計画が昨年度からスタートしている。しかし、昨年度からスタートしている中において、生涯スポーツの振興の中の事業ですけれども、この中に昨年度から中止になっているものが載っていると。例えば軽米町総合体育大会の開催とか、町民体育祭等、あとチャレンジデーの実施とか、そういう町としてのスポーツ振興の一番大きな柱のものだったわけです。それが計画をつくったその年からもう中止、廃止になっているという、ではこれから何をやろうとしているのか見えない。

そこでお伺いしたいのですけれども、軽米町教育振興基本計画、毎年度何かしら進捗状況等の調査もやっていらっしゃるのかなと。今回出ているのは、令和5年度

分の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書ですけれども、こういうふうな現状の中で軽米町教育振興基本計画の見直しをしようとは思っていないのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 中村議員の質問にお答えします。

軽米町総合発展計画、前期分の令和7年度分までについての先ほどの質問についてはお答えしますが、軽米町教育委員会としての軽米町教育振興基本計画も出されている部分でございます。それについてのご質問と承りました。軽米町教育振興基本計画策定の時点でチャレンジデーとか、その廃止については通知がございませんでしたので、そこの部分が掲載されておりますし、それから正式に町民体育祭等についての中止決定がなされておらない時点での軽米町教育振興基本計画策定でしたので、そういうふうな形になっております。

そのほかの部分につきまして、毎年の計画の中に織り込んで進めてまいりたいと存じます。代替になる部分についても先ほど説明、ちょっと触れました体協の各種団体のところで工夫を凝らした町民参加型の新しい種目等も実施されております。それへの支援等も含めて、そういう形のものが拡大していけばいいなというふうに考えておりました。関係団体と協議しながら、町民のニーズに応えたような年度ごとの計画変更等も含めて考えてまいりたいというふうに存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 時間も少なくなってきましたので、それでまずちょっと今回提出されております教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書というのは今回の議会に報告されております。その中で生涯スポーツの有識者の方の意見として、非常に厳しい意見があるなど、それはそのとおりではないかなと。チャレンジデー終了後の町民が参加する運動の活性化対策の構築が望まれる。評価の低い項目が多い。計画と実行の乖離が多い。事業の転換期への対応の不十分さ、事務処理の不手際もあった。長期的計画の作成と推進体制の整備を求めると、こういうふうな有識者の意見が出されております。当然これを真摯に受け止めて、やはり真剣に考えていくべきときではないのかなと思います。

職員が退職して、その後臨時的に手分けしてやっていると言いましたけれども、果たして町長部局の人事担当課のほうに、ぜひ職員を補充してくれというふうなことを言ったことがあるのかどうか、1点お伺いしたい。

それから、有識者の意見を基にして来年度どのようなスポーツ振興を図ろうとし

ているのか、2点目、お伺いします。

3点目、私は特にも聞きたかったのですけれども、部活動の地域移行というふうなことですけれども、スポーツ推進委員の方には説明したと、どのような説明をしたのかというのを知りたい。体育協会の、それこそ実際に部活動とかを指導している人たちが入っている体育協会の人たちが多いわけですから、その人たちに説明がないわけです。私もその中に入っているわけですから、今後どうしたらいいかというふうなことを悩んでおります。

また、来年度までにというふうなスポーツ庁の方針もあるようですけれども、何とか軽米町の中でも部活動の地域移行と、その中で私は考えてほしいのは百人委員会での意見の中にもあったようですけれども、足の確保を図ってほしいというふうなのが百人委員会で意見があったと。私は、今軽米中学校が1つになったことによって、街の人たち、中心街の人たちはよろしいのですけれども、晴山とか小軽米等の人たちは、中学生が来るのには今や自転車で来られないというふうな状況。やはり足の確保が一番の問題点ではないのかなと。

何か青森県知事のお話によると、それを早く進めろと、知事部局では交通部のほうで進めるから、あとは内容のほうは教育委員会で進めろというふうなことを青森県知事の談話がデーリー東北に載っていましたが、それが一番ではないかなと。やはり県北といいますか、北の交通があまり盛んでないところにおいては、参加するには足がないと、やはりその辺のところも含めて考えていかなければならないと思いますけれども、いずれ地域移行に関してスポーツ推進委員の方に説明したと言われましたけれども、ではどのような内容を説明されたのかをここで説明いただければと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 中村議員に申し上げます。一問一答ですので、以後気をつけてください。

教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 中村議員のご質問、3点というふうに捉えました。欠員が出た部分の補充について対応策を考えたのかということ。それから、審査会でご指摘のあった有識者意見等についてどう考えるか、あるいは今どう対応しているのかということ。それから、部活動の地域移行について、スポーツ推進委員会にどのように説明したかということについてお答えしていきたいと思います。

1点目、生涯スポーツ担当の職員が退職されて欠員が出た時点で事務局内での事務負担は大変苦しい部分があるということで相談はしてございます。全体の部分を考慮してだと思いますが、なかなかその補充はいただけないでいるというのが現状

でございます。

次に、生涯スポーツについて、審査会のほうで厳しい評価をいただいているということについてのご質問だったと思いますが、先ほど議員からお話があったように、令和5年度の実績についての評価でございます。審査会での評価をいただく以前に、職員の中で令和5年度で足りなかった分、落としていた分というのを、コロナ禍が回復される中でも、やれるはずだったものが、コロナ禍の状況のときにやれない状況のままを継続してしまった部分があったので、その部分は事務局内で確認し、令和6年度は実施できた部分もございますが、なかなか今まで以上のというか、コロナ禍前の状態に戻るところまではまだ至っていないでご不便をおかけしているところもあるかと思えます。

また、新しい取組についても足りないという部分、先ほど申し上げたとおりビーチボールバレーとかにつきましては、協会の皆様にご協力いただいて取組としてできたわけですが、なかなか新しい取組ということまでは至っていない部分もご指摘のとおりでございます。今後連携しながら、町民の皆さんのニーズに応えるような新しい取組は何かということを考えていきたいというふうに存じます。

最後3点目の中学校部活動の地域移行について、スポーツ推進委員の皆様には、この移行についてどのような社会状況の中で出てきたのかというのをまずお話ししました。それから、移行に関しての根拠というものをお話ししました。国の総合的なガイドラインというのが出されております。それがどういうふうな変化をしてきたか、変容してきたかということも併せてお話ししました。

スポーツ庁から出されているガイドラインの中身について、運営主体はというのが考えられるか。それから、指導者としてはどういうふうなことが考えられるかということをご説明して、軽米町で取り組んでいくには、これに対応していくにはどういう手順で進めればいいのかという方向性をお話しして、ご意見を伺った部分でございます。

課題としては、指導者への報酬、それから事故対応と責任、それから発生する会費、それから大会の参加資格等の確認、それから先生方の中にも手伝ってというか、そういう指導者として登録する方も出る部分があるかと思うのですが、そういう教職員の兼職兼業教員となる場合の労働時間の管理体制の責任という部分が課題になっているというふうなところをお話しした部分でございます。それらを解消しながら進めていかなければならないというところで説明した部分です。こういうことについて、学校責任者とも解決策としてはどういうのがあるのかを話をしていると、協議したという経緯もございます。

地域移行ガイドラインにつきましては、様々都会を基準に出されている部分でございますので、岩手県のように、しかも軽米町のような地方に関しては、なかなか

実現し難いガイドラインになっております。スポーツ庁から出されたものでは、移行という形で出されているのですが、最近文科省から出ている通知の中には、連携という言葉も出されております。地域でなかなか進められなくて困っているということを考慮した部分なのかなというふうに感じてはございますが、その辺のこれからの在り方について、国としての考え方と、あと軽米町ではどういう形がベストなのか、ベターなのかというのを考えながら進めていきたいなというふうに考えておりました。

あとスポーツ少年団等を実施するに当たって、活動場所から距離のある子供たちが、軽米町では公的交通機関がないわけで、保護者から参加したくてもそれに対応できないという声があるのは承知しております。それについての対応について具体的にまだ何も具体策を考えてあるわけではございませんが、そういう声があることは承知しておるところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 以上で中村議員の60分の質問を経過しましたので、一般質問を終了します。

ここで休憩を取りたいと思います。11時15分まで休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇8番 茶屋 隆 議員

○議長（松浦満雄君） 一般質問を続けます。

茶屋隆君。

通告した質問方式は、一括質問、一括答弁方式です。持ち時間は60分、12時15分まで。

〔8番 茶屋 隆君登壇〕

○8番（茶屋 隆君） 8番、茶屋隆です。議長の許可をいただきましたので、通告しておきました1点について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、地域おこし協力隊について3点お伺いします。まず、1点目ですけれども、令和2年度、令和3年度に着任された地域おこし協力隊の方は、来年度以降も継続して雇用されるのかどうかについて、3点お伺いします。

まず1点目、2名の地域おこし協力隊の方が着任されてから今までの活動内容、実績をどのように評価され、今後の採用期間についてどのように考えているのか、お伺いします。

2点目、採用する場合は、どのような形で採用するのか。恐らく会計年度任用職員として雇用するものと思われそうですが、いかがでしょうか。

3点目、地域おこし協力隊員の方が一人でも多く軽米町に定住してくれればいいと思っております。町としても、地元で定住を求めるのであれば、収入、生活面等で定住される方の安定性を考えてあげなければいけないと思いますが、将来を見据えてどのように考えているのか、お伺いします。

2点目、令和6年度は4人の方が地域おこし協力隊員として着任されました。着任された4人の方の活動内容と現在の活動状況についてお伺いします。また、来年度以降も活動を継続されるのかどうか。

3点目、令和7年度は、どのような事業、プロジェクト、企画等に何人くらいの方を地域おこし協力隊員として募集されるのか。また、地域活性化起業人の募集をされるのか。募集期間は。

以上3点、1点目は3項目についてお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 茶屋議員の地域おこし協力隊についてのご質問にお答えいたします。

1点目の令和2年度、令和3年度に着任した地域おこし協力隊の方は、来年度以降も継続して雇用されるかどうかについてお答えをいたします。令和2年度、令和3年度に任命した2名の地域おこし協力隊についてですが、地域おこし協力隊の活動期間は1年以上3年以内となっておりますが、着任当時は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、活動を制限せざるを得ない状況にあり、国では任期中に十分な活動ができない隊員に対し、特例として2年を上限に活動期間を延長できることとなったため、任期をそれぞれ延長し、本年度まで活動しているものであります。

1つ目のこれまでの活動内容、実績については、ミル・みるハウスを活動拠点に特産品開発やイベント企画等に参画したほか、かるまいテレビでの情報発信、また移住コーディネーターとして首都圏での移住関係イベント等への参加、多くのメディアに出演し、町の魅力をPRするなど、様々な活動を行ってきました。昨年度はそれらに加え、かるまい文化交流センター、宇漢米館の開館に向けたイベント企画や運営を手がけ、本年6月からは宇漢米館内にカフェコーナーを開設するなど、交流人口の拡大、にぎわい創出にも大きく貢献しているものと考えております。

2名の地域おこし協力隊としての活動期間は今年度末で終了となりますが、本町に引き続き定住してもらい、活動していただきたいという思いはありますが、まずは本人の意向を踏まえながら話し合いを進めてまいりたいと考えております。

2つ目の採用する場合は会計年度任用職員として雇用するのかどうかについてで

ありますが、任期後の選択肢はいろいろと考えられることから、今後のことをよく話し合いながら進めてまいりたいと考えております。

3つ目の将来を見据えた定住についての考えについては、茶屋議員からご提言いただいたとおり、一人でも多く町に定住してほしいという気持ちは同様ですが、隊員の意向を十分に聞きながら、定住につながるサポートをしていきたいと考えております。

2点目の令和6年度に着任した4名の活動内容と来年度以降も活動を継続するかどうかについてお答えいたします。今年度に新たに着任した協力隊ですが、4月から伝統の味噌・醤油づくりプロジェクトに1名、5月からは町の魅力発信プロジェクトに1名、9月からは地域農業の担い手プロジェクトに2名の方を任命し、活動を展開しております。

活動内容ですが、伝統の味噌・醤油づくりプロジェクトでは、町内に残る昔ながらの大きな木たるを使った製法でつくるみそ、しょうゆについて、その技法を学びながら町外にも足を運び、研さんを積まれております。

次に、魅力発信強化プロジェクトについては、宇漢米館、人気漫画で訪れる観光客、軽米町の新たな魅力を国内外に発信することを目的に募集したもので、着任以来宇漢米館のオープニングイヤーイベントの企画、運営、SNSを活用した情報発信に取り組んでおり、新たに創設した町ふるさと大使の任命についても活躍いただいたところであります。

次に、地域農業の担い手育成プロジェクトには2名が着任し、着任時期が農作物の収穫後となったことから、現在は来年度に向けた準備期間として農家の方とコミュニケーションを取りながら、農業研修にも参加する計画となっております。今後は新たな農業の担い手としてホップなどの工芸作物を中心に農業技術を習得できるようサポートしていく計画としております。

以上、令和6年度に着任した4名については、それぞれが積極的に活動していることから、来年度以降も活動が円滑に進むよう支援してまいります。

3点目の令和7年度はどのような事業、プロジェクトを企画し、何人ぐらい募集するのか。また、活性化起業人の募集も行うかについてであります。令和7年度の地域おこし協力隊の募集については、現在年内の募集開始に向け準備を進めているところであります。

事業内容は、移住交流、農業振興や隊員自ら活動内容を提案する方法などで、5名から6名の募集で検討をしております。

また、活性化起業人の募集については、町の行政課題や活性化に資する必要な取組内容の中で、派遣できる企業がいるかどうかを含め検討している状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔８番 茶屋 隆君登壇〕

○８番（茶屋 隆君） ありがとうございました。それでは、再質問いたします。

まず、１点目についてですけれども、町長事細かに活動内容等を報告していただきました。全くそのとおりで、私もよくやっているなと思っております。特に活動状況は、広報かるまいに地域おこし協力隊通信で掲載されております。それは、令和３年から２か月に１回ぐらい掲載され、活動内容は、それをずっと見ていれば大体理解ができます。よく切らさずに継続して掲載してくださって、それだけで活動内容としては多種多様に高校生、小学生との交流、イベントの開催、参加、新商品の開発ＰＲ、軽米町のＰＲ活動と、いろいろ東京、盛岡、八戸、多方面にわたり活動されたと思っています。

特に今年度はミル・みるハウスで販売されている商品、今年度ではないです、前からですけれども、ミル・みるハウスで販売されている商品、新商品を見ても、活動の跡がうかがえます。また、去年開館しました宇漢米館では、同僚議員も聞きましたけれども、いまるカフェで活躍し、大盛況に販売されていると思っております。昨日の同僚議員の質問にも、継続してやっていただくということですので、安心しております。

今までは２人とも地域おこし協力隊、そしてお試し的な感じで仕事に携わってきたと思いますが、任期も満了となり、これから個々の力を十分に発揮していただき、働いていただけるものと思います。そこで２人の働く場所、所属部署等具体的に今後どのようにするのか、お伺いできればお伺いしたいと思います。

あと定住するためには、やはり安定した収入が必要だと思います。現在の収入でいいのかどうか、その辺はどのように考えているのか再度お伺いします。

あと２点目ですけれども、令和６年度に着任された４人の方、現在それぞれが選んだプロジェクトに一生懸命チャレンジされていると思っております。この方たちも、先ほど言いました地域おこし協力隊通信で紹介され、詳しく活動の内容等も説明されていて、それは本当に町民の人たちも理解できて非常にいいのではないかな、また本人自身も活動の励みになると思っておりますので、その中でも特に千葉彩乃さんと安達さんが掲載されたときは、前回からいた菅野さんと丸本さんと４人で軽米町を盛り上げていきます。よろしく願いしますというようなことも掲載されていました。そういうのを見れば、非常に頑張っているなと思っております。また、１０月に岩手日報に「新鮮力地域おこし協力隊、軽米町」ということで、夫婦で耕す就農の道ということで、堀田翔平さんと堀田礼佳さんという方が２人来られました。その中に農業に携わるということで、軽米町特産のホップなどに興味を持った

ということを見たら、子育て支援日本一を目指す町ということで支援が充実していると安心して新しいことに挑戦できるということが岩手日報に載っていました。新鮮力には地域おこし協力隊が来れば、大体今までも、よその町も岩手日報に載っていましたけれども、岩手日報に載らない場合もありますので、この方たちが岩手日報で紹介されたこと自体で、やっぱり軽米町のPRにつながったのではないかなと思っております。今後もし招致するのであれば、そういうふうな形で取り上げていただけるよう、これは岩手日報にこっちから提供したのか、それとも岩手日報で来て取材したのか、その辺もし分かればと思います。

町の広報かるまいにも大々的に写真入りで2人とも紹介されていますし、新聞には家族構成とか、家族の子供たちの部分も載っていましたので、ああ、そういう方たちなのだなと思って、非常によかったと思っております。

あと3点目ですけれども、来年度のどのような事業プロジェクトに何人ぐらい招致するのかということで、移住交流、農業振興など隊員が5名から6名ということでございますけれども、できればもう少し募集してもいいのかなと思っておりますし、内容も昨年度も観光産業の育成と多様な交流創出というようなプロジェクトもありましたけれども、それには応募がありませんでしたけれども、それに関連して、やっぱり今年は例えば単純に言いますけれども、軽米町観光協会の充実、また活性化に関わるもの、現在の観光協会の改革とか、そういったものでもいいと思います。また、宇漢米館、物すごく今活用されておりますので、宇漢米館のイベント等の開催に関わる隊員の方、そういったのもいいと思います。

行く末は、できれば宇漢米館を主体として、軽米町観光協会も法人化につなげていければいいと思いますけれども、宇漢米館を拠点としてそういったものを立ち上げて、あとは町内の活性化等にもつなげていければいいのかなと思いますが、その辺はどのように考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

〔副町長 江刺家雅弘君登壇〕

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、今年度で終了する地域おこし協力隊とは、これから個別にいろいろ協議をして、実際は地域おこし協力隊の方も、これまで軽米町にこうやってお世話になって自分たちも軽米町に関わって、軽米町は本当にいいところだし、これからは伸び代があるすごいところだし、自分たちもできればそういった仕事に携わっていきたいという思いは聞いておりますし、万が一、お二方、いずれ宮城県のほうですけれども、例えば宮城県に帰ったとしても、宮城県にいる軽米人とか、そういった方々と何とか、向こうに帰っても例えば軽米町というものをPRしていきたいというようなお話は伺っております。

その中で、いずれ、せっかくいまるカフェというふうなところも協力していただいておりますので、できれば軽米町に引き続き定住して、いろいろ活動してもらいたいと考えております。

例えば、ではどういった部署にということですがけれども、いずれ今までどおりの形を取りたいなと私は考えております。そういった中で、できれば今度は宇漢米館のほうに、いまるカフェの関係もありますので、宇漢米館のほうに地域おこし協力隊のほうから行っていただいて、部署はどこの部署が適当なのかということになれば、幅広く活動できる部署は政策推進課とか、そういった部署に配属して、いろいろ活動してもらうのが一番妥当なのかなというふうなことで現時点では考えております。

あと収入、給料面のことなのかなと思いますけれども、いずれ今現在も地域おこし協力隊ということで会計年度任用職員並みの給料を支払いして、行って、活動していただいておりますので、特に給料が安いとか、不満だというようなご意見は直接は伺ってはおりませんが、いずれ例えば採用になると、採用というか、引き続き雇用するといった形でも一番考えられるのは、会計年度任用職員という立場で雇用するのが妥当なのかなというふうに考えておりますけれども、その件につきましては、今後地域おこし協力隊ともいろいろ話し合いをして協議をしてまいりたいと考えております。

それから、新たにきた地域おこし協力隊の方ですがけれども、先ほどありましたけれども、いずれ面接した当時も何で軽米町なのだとということで、農業の部分と、やっぱり子育て支援がすごく充実している町だというようなことを面接でもお話を伺っております。

また、岩手日報に掲載されたことですがけれども、岩手日報につきましては、こちらからこういった地域おこし協力隊が今赴任したよということでお知らせをして取材をしていただいたのかなと思っております。

それから、あと来年度の地域おこし協力隊の関係ですがけれども、いろいろ今案を練っております。先ほどご意見をいただいた、例えばイベントに携わるような地域おこし協力隊やら、そういった幅広い方々を募集をかけて、来る、来ないはちょっと分かりませんが、地域おこし協力隊の募集をかけながら、できれば先ほど軽米町観光協会の法人化みたいな話もあったかと思うのですが、そういった方向性を見いだしていければ、また新たな軽米町というものの未来というのでも考えられるのかなと思っておりますので、その辺は総合的にいろいろ検討しながら、地域おこし協力隊の募集方法につきましても、これからどんどん担当課とも協議をしながら、どういった方を募集するかというふうなものは決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 茶屋隆君。

〔８番 茶屋 隆君登壇〕

○８番（茶屋 隆君） ありがとうございます。それでは、最後になりますけれども、私も地域おこし協力隊に関しては過去何回も質問しております。今まではどのようにして招致したらいいだろうという、そればかり見ていましたけれども、今やっと、令和６年度は４人も来ました。本当これから継続して、そういうふうに来てくれれば、本当に今後のまず活性化のためにもつながっていくのかなと思っております。令和２年度と令和３年度に来られた方は、まず任期ということで、これから本当に自分たちのできることをやるということだと思いますので、そこら辺はこれから本当に定住につながるようにサポートしてあげてくださればいいのかなと思っております。

また、新しく令和６年度に招致された４人の方も、いろいろそれぞれみそ、あとは農家、あとはＳＮＳの発信とか、いろんなものにたけた方でございますので、その人たちも今後いろいろサポートしながら、将来的には軽米町に移住、定住をしてくれる、新聞を見る限りでは農業をやる方たちは、まずそういうのがいいから移住というような形で載っていましたが、本当にそれが実現できるように、やはりいろいろサポートしてあげてほしいと思います。

あとそれから、新しい取組として、やっぱり先ほども言いましたけれども、まず５人、６人と言わずに、でも今年も４人来ましたので、これから本当にタッグを組んでいろんなことに対応できると思います。活性化起業人の方を入れれば、まず今８人の方が一緒に活動できると思います。そして、これから地域おこし協力隊の方、活性化起業人の方が来られたら、やっぱり来たときに交流を持ちたいと思いますので、まず来た時点で私たちにも紹介していただいて、広報かるまいを見れば分かります。ところが、先ほどの前段での議員の質問にもありましたけれども、知らない部分がある、見てみなければ知らない、何やっているのだということにならないようにそういうふうにして、あとはやっぱり任期とか区切りがあったときには、何をやったかというのを報告していただければ、すごくいいのです。それでまた広報かるまいにも載るということになれば、私はすごく広報かるまいに載っていたのを見れば、ああ、いいなと思って感じていました。

やっぱりそういうことにこれからも継続してやっていければ、町ではこういうことを、地域おこし協力隊に関してもこういうことをやっているのだよと紹介すれば、分かります。彼らも私たちはこういう希望があって来たのだということも伝わると思いますので、それこそ町民とのコミュニケーションもできてくれば、今後の活動にもすごく励みになると思いますので、そういったことを考えていただければいい

のかなと思っておりますので、そういったことについては、どのようにお考えか、
ちょっとお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大変ご提言ありがとうございます。当町は、これまで葉たばこ、
それからホップ生産、それから雑穀等、大変反収が非常に期待される作物、工芸作
物等を長年やっております。そういった流れの中で、今非常に後継者難といえます
か、非常に不足して、どんどん、どんどん反別等減っておりますので、そういった
観点の中で、それをももちろんこれは町内の若い人たちもしっかり認識して残ってい
ただく、それからまた町外からも、いろいろ呼びかけをしながら、そして子育ては、
それこそまた日本一を目指しながらやっていきたいと思っておりますので、そこら辺を充
実させながら、子育て世代の方々にぜひ来て担っていただくとか、そういうような
流れをしっかりとつくっていききたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

◇5番 江刺家 静 子 議員

○議長（松浦満雄君） 次の質問者に移りたいと思います。

江刺家静子君。

通告した質問方式は、一括質問、一括答弁方式、持ち時間は60分となります。

なお、正午になっても質問が終わらない場合は、休憩し、午後1時より再開いた
しますので、よろしくお願いします。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。質問の1番目、営農継続
のための小規模農業、農家を支援することを求めるということについて質問いたし
ます。

今回の私の質問は、令和3年3月策定した新軽米町総合発展計画の基本構想にS
D G sが各ページに出てきます。そのS D G sのことを基にしながら今回の質問を
考えました。国連が定めた家族農業の10年というのがあります。2017年に決
議され、2019年からスタートしました。家族農業が飢餓と貧困をなくし、環境
と生物多様性を保全する上で重要な役割を果たしているということを強調していて、
世界の食料生産の80%以上を担う家族農業の重要性や役割に光を当てています。
そして農村地域の発展と持続可能な農業に資源を充て、小規模農民、特に女性農民
を支援することが鍵であると、家族農業の10年では強調しています。

これは、S D G sの1番が貧困をなくそう、2番が飢餓をゼロにという目標の下
に策定されています。日本は、家族農業の10年の提案国でしたが、ここのところ、

この政策には背を向けたままスマート農業や輸出向け農業に熱心になっています。地球温暖化の下で猛暑や異常気象などによって、農家は営農を断念するかどうかという瀬戸際に追い込まれたりします。

今年は、米不足が日本の中で大きな問題になりました。水田や農地を維持していくことは、新しい担い手を確保する取組にもつながります。小規模でも、高齢者でも営農に意欲的に取り組む農業者に対して農業用機械など購入に要する費用を助成し、遊休農地の発生防止、解消を図るために、補助金制度を創設してほしいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員の営農継続のための小規模農業支援を求めるについてのご質問にお答えいたします。

当町における農業経営体の数は、2020年農林業センサスによると659経営体となっており、前回センサスと比較し、5年間で166経営体減少しております。そのうち農業経営改善計画の認定を受け、町の基本構想に示された農業経営の目標に向かって意欲的に取り組んでいる経営体、いわゆる認定農業者が110経営体おり、各種支援を行っているところであります。

農地の維持、遊休農地の発生防止・解消を図るためには、家族内で農業経営する家族農業を含める農業経営体や法人の農業経営体の活動、また多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金に取り組む組織の共同活動などにより、地域全体で農地を守っていくことが重要であると考えております。

今後とも農業経営に意欲のある認定農業者や地域計画の担い手等を中心に、農業近代化資金等の農業制度資金の利子補給や国、県の農業機械導入等の補助事業を活用するとともに、小規模農業への必要な支援についても検討を重ねながら、地域農業の振興を総合的に図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。昨日農業をやっている方が、本当に幅広く深く質問されて、私は実際農業をやっているわけではないのですが、各自自治体の補助制度などを見まして、ある町では70歳以上の方に限定して頑張っている方に、例えば草刈り機とか、そういう小さな農業機械、農業に使えるような機械を購入した場合の援助をすとか、また定年してから始める方もいらっしゃると思います。現在も軽米町では先ほど町長が答弁されたとおり、いろんな制度がありますけれども、気楽に誰でも使えるような制度というのができたらいいなということ

で質問いたしました。

小学校のPTAの人たちと話し合いをしたときに、ある方が軽米町は働く場所がないからというふうに言うけれども、でも町はまず人手不足だと言われていると、だったら、例えば農業というのもありますよということで、誘致企業があっても、それが働きたくない職種だったりする場合もあるし、農業はとてもいいと思うということだったので、そういう方も新規参入や、移住者が元気に暮らせる軽米町ということで気楽に使える補助金制度ということについて伺いました。

遊休農地の発生防止・解消を図るということで、まずやっぱりどうしても山間部になってきますと、熊が出たりとか、農地が荒れていくと、そういうことにつながっていきますので、ぜひとも気軽に使える機械の補助制度ということで発言いたしました。

この農地の関係ですけれども、県の農地コーディネーターという仕事、役割をされている方があるようですけれども、この方はどのような役割を果たしているのかお聞きします。

軽米町も、岩手県も、農業は基幹産業ということで、先日もちっと講演を聞いたりして、本当に農業に基幹産業として力を入れてほしいなと思って質問しました。

○議長（松浦満雄君） 産業振興課長、小笠原隆人君。

〔産業振興課長 小笠原隆人君登壇〕

○産業振興課長（小笠原隆人君） ただいまの江刺家議員のご質問にお答えいたします。

農地コーディネーターという方がどのような職種で、どういう活動しているというのは、詳しくは私も聞いたことはないのですが、それぞれの立場で、技術的なところは普及所ですとか、あるいは補助事業については振興局ですとか、役場は全体的なところでサポートしていくというところで、それぞれサポートチーム的なものが、各畜産部会とか、そういうのがございます。そちらのほうで全てそういう新規就農ですとか、そういうものについてもサポートしておりますし、役場といたしましても新規就農等につきましては、そういうサポートしていくものもございますし、交付金も創設してございます。

国の新規就農に係る交付金については条件がいろいろございますが、そちらに合致しない方々についても、町単独でも、そういう支援もしております。そういう方については、総合的に役場のほうでも、あちこちその必要なサポートについては、おつなぎしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 農地コーディネーターのことについては、ちょっと急に出しま

したので、農業委員会とかの関係ではないのかなと思っていました。農業委員会の委員とかと連携して、こういう耕作放棄地とかのことなんかも調べたり、協議したりする方かなと思いましたけれども、後で担当課からまたお聞きしたいと思います。

それでは、家族農業というのは、私の実家も家族農業なのですけれども、ミル・みるハウスに野菜を出している方々、皆さん本当に高齢になっても頑張っていると思いますので、これからは基幹産業としてやっていけるように、本当に産業振興課、農業振興課というのがひとつあってもいいのではないかと考えております。

では、2つ目の質問に入ります。パートナーシップ制度の導入についてということでお伺いします。パートナーシップ制度というのは、同性同士の婚姻を法律上認められていない日本ですが、自治体が独自に性的少数者、L G B T Qなどのカップルを婚姻に相当する関係と認める制度のことです。

対象者は、パートナーシップ証明書の取得や宣誓などが受理されることで、日常生活を送る上で様々な手続がスムーズになることや多様性への理解が深まることが期待されています。一方で、法律上の婚姻関係とは異なるため、法的な効力はなく、制限される項目が幾つもあります。

S D G s の目標の5番は、ジェンダー平等を実現しようというのがあります。2030年までに社会的、文化的につくられた性差を解消し、平等にしていこう、誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる社会にしようとの目標です。夫婦、家族の形は様々で、それぞれの選択に寛容な社会をつくっていくことが急務です。選択的夫婦別姓、今国会で大変話題になっておりますが、選択的夫婦別姓や同性婚に賛成であり、社会のあらゆる場面で性的マイノリティーの権利保障と理解推進を図ることは大事だと考えております。

性的少数者のカップルを公的に認めるパートナーシップ制度については、今年10月1日時点で、全国で都道府県単位では29、導入している自治体は470となっています。昨年の全国5か所の地方裁判所で同性婚訴訟が訴えられ、このうち4つの地方裁判所で違憲状態という判決が出され、裁判では同性婚を排除しないと認められました。

岩手県内のパートナーシップ制度の導入状況は広がっています。本年5月31日現在、導入済みは10の自治体、導入予定は5つの自治体、例えば二戸市は、今来年4月の発足を目指してパブリックコメントを行っているということです。また、導入を視野に検討中としている自治体は、お隣洋野町、一戸町など、5つの自治体となっています。軽米町でもこの制度を導入してはどうでしょうか。これまでにパートナーシップ制度を希望したカップルはあったかどうか、お聞きします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 江刺家議員のパートナーシップ制度の導入についてのご質問にお答えいたします。

パートナーシップ制度とは、同性婚が法的に認められていない日本で各自治体が独自に同性カップルに対して、結婚に相当する証明書を発行するなどして、社会的にその関係を尊重していく制度であり、岩手県内でも制度を導入している自治体があることは承知しております。

まず、1点目の本町でもこの制度を導入してはどうかのご質問であります。今後取り組むべき課題であるとの認識であり、制度自体の趣旨には賛同するところでございます。仮にこの制度を導入するとした場合、町全体で性別等にかかわらず、お互いに認め合う気持ちや理解の醸成なくしては、制度の活用がうまく図られないものと考えております。まずは、町民に対するパートナーシップ制度に係る広報活動等から始め、認め尊重する機運を高めていく必要があると考えております。

また、パートナーシップ制度は、個々の自治体による制度として進められておりますが、各自治体で導入するか、しないかといった議論ではなく、国が主体的に取り組み、同性婚、性的マイノリティーについて今後どのように進めるのか、法律的に認めるかどうかなど、国民全体での議論の中で進めていく必要があると考えております。

2点目のこれまでパートナーシップ制度を希望したカップルがあったかどうかについてであります。そのような相談等はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） ここでお昼になりましたので、お昼の休憩といたします。

江刺家議員の残りの質問時間は41分ありますので、午後1時から再開いたします。では、よろしくお願いします。

午前11時59分 休憩

午後 零時58分 再開

○議長（松浦満雄君） それでは、午前中に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

江刺家議員の再質問から始まります。時間は、1時39分までといたします。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 先ほどパートナーシップ制度の導入についての答弁をいただきました。法律的に認めるかどうかなど、国民全体の議論の中で進めていく必要があると考えておりますということで、全国では同性の結婚という制度はできないので、それに代わる制度としてパートナーシップ制度の導入ということで進めてきたわけ

です。ですから、国民全体の議論の中で進めていくということになると、こういうことを望む人たちの願いは、いつまでたっても願いがかなわないということだと思います。

パートナーシップ制度を利用するメリットは、例えば公営住宅などへ家族として入居が可能であるとか、医療機関での親族を連れてきてくださいとよく言われたりするのですが、そういう場合の親族ではないのですけれども、付添いや立会い、面会などが可能だということが認められます。それから、住民票の続柄を同居人ではなくて縁故者というふうに変更することも可能だということです。あとそれから、子供を連れてのパートナー同士となると、養育里親として登録することも可能であるし、また生命保険の受取人にパートナーであるということをやると生命保険も受け取れるようになるということでした。

家族同様に一緒に暮らしていきたいという人たちの願いがかなうようにということで、今この質問をいたしました。全国的にも、よくレインボーパレードとか、いろんな運動をされています。そのことについて町長は制度自体の趣旨には賛同するということではしたが、パートナーシップ制度というのは、マスコミとかでもいろいろ言われておりますので、これからまだやっぱり前向きに検討するというようなことは、今のところは考えていないということでしょうか、もう一度お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 繰り返しになりますけれども、このパートナーシップ制度というものをまず町民の方々に知っていただいて、広報活動、それからまたお互いこういった制度につきまして理解と認め合う、認め尊重する機運を、そういったものをまず高めていきたいというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 導入している自治体などは、やっぱり最初にまずこういう制度をつくりました。このことについてご理解をお願いします。パートナーシップ制度とはこういうものですよという、何かその人の権利というか、一人の人間としてこういうふうに生きていきたいというのを認めるということだと思います。

軽米町でも、今はそれを望む人がいなかったかもしれませんが、先につくっておくと、いつでも希望してきた人があったら、その制度を活用できると思いますので、国民的な運動までいかなくても軽米町として検討していただきたいと思います。この件に関しては、これで終わります。

次の質問、3点目です。小中学校の女子トイレに生理用ナプキンを設置してほし

いということです。この質問については、私は3回目の質問です。最初は、やっぱりこういうことを言うのは大変勇気が要りました。でも今世間的に、いろいろ先ほどのパートナーシップ制度もありましたけれども、ジェンダー平等とか、女性も人間らしく一緒に生きられるという、そういう空気がどんどん高くなってきておりますので、思い切って3年前に言いました。

先日新聞に、岩手大学は2025年度、学生向けに通年で生理用品の無料配布を始める方針という記事が掲載されていまして。全学部のトイレに設置し、必要なときに入手できるようにする。物価高などの影響で購入に苦慮する学生らから要望が多く、安心して生活できる大学を目指すということでした。

軽米高校の女子トイレにも数年前から生理用品が置いてあります。月経は、女性の体として生まれれば誰にでも起こる生理現象です。特に自分の体の変化に慣れない子供たちが、恥ずかしくて先生に話すのも恥ずかしい、そんな思いを抱えていては、勉強や体育などに身が入らないと思います。生理用品は、トイレットペーパーの提供と同じように普遍的になされるべきかと考えます。全ての児童生徒が必要なときに生理用品を利用できるように、小中学校の個室トイレに設置することを要望し、その見解をお伺いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） 江刺家議員の小中学校女子トイレに生理用ナプキン設置をのご質問にお答えいたします。

岩手大学における生理用品の無料配布の取組は、大変すばらしい試みだと考えております。学生の皆さんの生活をサポートし、安心して学べる環境づくりにつながる取組であると評価しております。江刺家議員がおっしゃるように、月経は女性の誰もが経験する自然な生理現象です。しかしながら、特に思春期の女性にとっては、体や心の変化に戸惑い、生理用品の購入や、それに関する相談をためらうケースも少なくありません。軽米高校においても、既に女子トイレに生理用品が設置されているとのこと、この取組は大変意義あることだと思います。

現在町内各小中学校における生理用品の取扱いにつきましては、保健室に配置し、必要に応じて養護教諭が児童生徒に手渡す方法で対応しております。学校では、日常の児童生徒の健康状態を把握することも重要な業務の一つであることから、児童生徒との会話を通じて、小さな変化に気づき、適切なアドバイスをすることが小中学生には大変重要であると考えております。

今回のご質問、ご要望に関しましては、多数が利用するトイレで手に取ることができる状況よりも、必要としている児童生徒の相談に応じ、健康状態を把握しながら提供することが衛生面と学校での生徒指導、健康管理において有効であると考え

ております。

各学校においては、児童生徒が気軽に相談できるよう、ふだんからコミュニケーションを図ることに努めており、今のところ保健室での提供による不都合は生じていないことから、現在の体制を継続してまいりたいと考えております。

今後も児童生徒が安心して学校生活が送れるよう努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔５番 江刺家静子君登壇〕

○５番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございました。生理用品を学校のトイレにという質問が今３回目なのですが、３回とも同じ答弁をいただきました。岩手大学のトイレに設置する取組については、安心して学べる環境づくりにつながる取組であると評価しておりますということで、それから高校のトイレについても大変意義のあることだと思いますというふうに、教育長はそうのように答えています。では、なぜ小学校と中学校は駄目なのでしょう。

例えば私先生から聞いたのですが、やはり何かすごくかわいそうだと思ったのは、ジャージを汚すのだよねと先生が言った。ナプキンがトイレにあったら保健室まで歩いていかななくてもいいなと思いました。小学校も中学校もトイレと保健室はちょっと、かなり離れています。それから、持ってこなかった子は、よく友達から借りるそうです。そうすると、えっ、またとかと言われて、何かそれが生徒間のいじめといいますか、そういう関係が悪くなるというような状況もあるというふうなのも聞いたことがあります。

そして、例えば岩手県の男女共同参画事業の関係である女性の地位向上で取り組んでいるミモザという会があるのですが、いわて女性のスペース・ミモザというのがあって、そこでは学校とか、いろんな自治体に生理用のナプキンを県から補助金をもらって、それで生理用のナプキンを配布する活動をしているようです。軽米町にも送られてきて、軽米町ではそんなに多い量ではないのですが、健康ふれあいセンターで妊婦に配布するというふうにして使っているということでした。

県内の小中学校でも、学校のトイレに置くというところは増えております。このミモザからもらったのは、例えば公民館とか図書館の女性用のトイレに置いているところもあります。また、学校のトイレに置いているところもありますが、それだけでは足りないので恐らく購入して置いていると思います。

健康状態を把握するということでしたけれども、あるお母さんから聞いたら、「いやいやそれは駄目なのよね、あのね、先生に恥ずかしくて今生理ですと言いたくないの、だから少し多めに持たせてやっているのだけれども、足りなくなると

きは、もうずっと我慢している」というふうな話を聞きました。

教育長も大変評価しているという大学、高校、大学、高校はまずほとんど自分の意思でできると思うのですが、小学校、中学校は、本当に恥ずかしいし、保健の先生にそのたびに行くというのは、何か気の毒なのですが、それをちょっとトイレに置くというのは、やっぱり駄目なのでしょうか、お伺いします。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 1 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 1 3 分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） ご質問にお答えします。

各学校には児童生徒の健全な成長を見守るために専門的な教育を受けた養護教諭をそれぞれ配置しており、日常生活の授業の中で指導、助言を行っているところです。小中学生の子供たち、なかなか先生には話しにくいとかという部分、声が聞こえてくるというお話もありましたが、より相談しやすいような環境をつくってまいりたいというふうに思っております。

養護教諭や女性教職員、ふだんから児童生徒とコミュニケーションを密にして、気軽に相談できる関係を築き上げてまいりたいと思いますし、成長段階を把握しながら的確なアドバイスを送ることができる、そういう状況をつくってまいりたいと思います。

また、児童生徒の保護者から個別の相談にも対応しておりますので、これまでの対応に問題はないとは思いますが、さらに鋭意努力してまいりたいと思います。保健室での対応をより細やかにしてまいりたいというふうに考えております。

今回 3 回目のご質問ということでございました。その都度学校にはどういう状況なのか、今後どうしていきたいのか、責任者にはご意見を伺って答弁に至っているものでございます。ご理解を願えればと思います。

今後ともご要望いただきましたことにつきましては、学校の状況を責任者から聞きながら、子供たちにとってよりよい環境はどうあればよいのかという視点で学校と協議して対応してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（松浦満雄君） 江刺家静子君。

〔5 番 江刺家静子君登壇〕

○5 番（江刺家静子君） 答弁ありがとうございます。女子生徒が生理のことでナプキ

ンを欲しいと行ったときに、その状況を見て、健康状態とか確認するということができた。もちろん男子は生理用品もらいに行くことはないと思いますけれども、男子も同じように健康状態を確認して指導しているかと思います。学校に試験的に置いてくださるということはないのでしょうか。

また、アンケートなんかも取っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

また、先生が忙しくならないように、お掃除当番の人が保健室から持っていくというふうな方法もあると思います。先生方は、本当にお忙しいようですから、そういうことも今お聞きしたいと思います。

それから、これはちょっと質問項目に書いていなかったのですが、学校の女性の先生は生理休暇などは取っていらっしゃるのでしょうか。取れるようにしてほしいなと思いますけれども、これで3回目の質問ですが、よろしくお願いします。

○議長（松浦満雄君） 教育長、小林昌治君。

〔教育長 小林昌治君登壇〕

○教育長（小林昌治君） ご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁についてのご要望につきましては、今後検討してまいりたいと思います。学校とも相談してまいります。

あと後半の部分にございました教職員の休暇の権利につきましては、職員の権利でございますので、申請があれば、休暇を取っていただいている職員はいらっしゃると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 以上で一般質問を終了します。

◎議案第8号から議案第17号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 次に、日程第2、議案第8号 軽米町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例から日程第11、議案第17号 令和6年度軽米町下水道事業会計補正予算（第1号）までの10件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第8号 軽米町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条例から議案第13号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第6号）までの6件について。

総務課長、日山一則君。

〔総務課長 日山一則君登壇〕

○総務課長（日山一則君） 議案第8号から議案第13号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第8号は、軽米町議会の個人情報保護に関する条例等の一部を改正する条

例でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が改正されたことに伴い、同法の条項を引用する条例での条文に差異が生じることから、軽米町議会の個人情報の保護に関する条例等関係条例を改正しようとするものでございます。

また、関係条例のうち軽米町議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、今回の法改正による一部改正と併せて用語の見直しなど、全国町村議会議長会の条例案に合わせて所要の改正を行うもので、いずれの改正部分も規定内容への影響はないものであります。

次に、議案第9号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。改正理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給与に関する所要の改正をしようとするものでございます。

概要につきましては、別紙資料としてお手元にご準備しておりますので、そちらの1ページを御覧いただきたいと思います。最初に、給料表の見直しについてありますが、民間給与との格差を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、給料表全体の引上げ改定を行うものです。初任給については、大卒程度で月額2万3,800円、高卒程度で月額2万1,400円の引上げとなります。経験年数ごとの引上げ見込額でございますが、高卒1年目では、給料、賞与合わせて35万円ほどの引上げとなり、40年目では約7万円の引上げを見込んでおります。

この給料表の改定につきましては、本議案の3ページから19ページに記載の表のとおり改定し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

また、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のため、本議案の25ページから41ページに記載のとおり、さらに給料表を改定し、令和7年4月1日から適用いたします。

次に、資料のほう2ページを御覧ください。期末・勤勉手当の支給率の引上げでございます。一般職の期末手当と勤勉手当を0.1月分引き上げ、年間支給率を4.6月分とし、引上げ分は勤勉手当に0.1月分を配分するものです。

また、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、期末手当と勤勉手当を0.05月分引き上げ、年間支給率を2.4月分とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分するものです。これら期末・勤勉手当の支給率の引上げについては、令和6年12月1日から適用するものであります。

また、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当につきましては、資料にありますように、6月期と12月期を同じ支給率に改正するものであります。

次に、寒冷地手当の支給額見直しでございますが、資料２ページの表のとおり、世帯等の区分に応じて引上げし、令和６年４月１日から適用いたします。

次に、３ページを御覧ください。扶養手当につきましては、配偶者への手当の廃止と、子への支給額の引上げを段階的に行うもので、令和７年４月１日から適用いたします。

そのほか暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員へこれまで適用外であった住居手当及び寒冷地手当について、令和７年４月１日から適用する改正を行っております。

次に、議案第１０号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。理由といたしましては、岩手県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正をしようとするものです。

こちら資料の３ページを御覧いただきたいと思います。特別職の期末手当を０．０５月分引き上げ、年間支給率３．４５月分とし、令和６年１２月１日から適用するものです。

また、令和７年度以降の期末手当につきましては、６月期と１２月期を同じ支給率に改正するものでございます。

次に、議案第１１号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。理由といたしましては、こちら県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正をしようとするものです。

同じく資料の３ページを御覧ください。特別職と同様に、議会議員の期末手当を０．０５月分引き上げ、年間支給率を３．４５月分とし、令和６年１２月１日に適用するものでございます。また、令和７年度以降の期末手当についても、特別職と同様に６月期と１２月期を同じ支給率に改正するものでございます。

次に、議案第１２号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。理由といたしましては、諸般の情勢に鑑み、所要の改正をしようとするものでございます。

概要につきましては、３ページを御覧ください。会計年度任用職員の期末手当と勤勉手当を０．１月分引き上げ、年間支給率を４．６月分とし、引上げ分は勤勉手当に０．１月分を配分するもので、令和６年１２月１日から適用するものです。

また、令和７年度以降の期末手当及び勤勉手当につきましては、３ページにございますように、６月期と１２月期を同じ支給率に改正するものでございます。

次に、議案第１３号 令和６年度軽米町一般会計補正予算（第６号）の提案理由をご説明申し上げます。内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，１５９万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７３億２，５９３万４，０００円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、ただいまご説明申し上げました職員等の給与改定に伴い不足する人件費等を計上したものでございます。

以上、議案第8号から議案第13号につきまして、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第14号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課長、鶴飼靖紀君。

〔町民生活課長 鶴飼靖紀君登壇〕

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 議案第14号 令和6年度軽米町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億6,863万円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、繰越金が確定したことに伴います繰越金を260万1,000円増額し、同額を財政調整基金から減額しております。

また、一般会計からの職員給与費等繰入金117万3,000円増額となっております。歳出につきましては、岩手県人事委員会の勧告に伴います会計年度任用職員の報酬等の増額117万3,000円となっております。

以上、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第15号 令和6年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、健康福祉課長、竹澤泰司君。

〔健康福祉課長 竹澤泰司君登壇〕

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 議案第15号について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第15号は、令和6年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,092万8,000円としようとするものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 議案第16号 令和6年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第17号 令和6年度軽米町下水道事業会計補正予算（第1号）の2件について、地域整備課長併任水道事業所長、神久保恵蔵君。

〔地域整備課長併任水道事業所長

神久保恵蔵君登壇〕

○地域整備課長併任水道事業所長（神久保恵蔵君） それでは、議案第16号 令和6年度軽米町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由について説明申し上げます。

補正予算書、1ページを御覧ください。第2条に掲げる資本的収入及び支出でご

ございます。令和6年度水道事業会計予算、第4条本文括弧書き中「不足する額2億1,948万9,000円」を「不足する額2億1,992万7,000円」に改め、資本的支出の建設改良費43万8,000円を増額し、資本的支出の予定額を2億8,853万7,000円にするものであります。

また、3条に掲げる議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算第6条に定めた職員給与費2,403万4,000円を2,442万8,000円に改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いします。

続きまして、議案第17号 令和6年度軽米町下水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由について説明申し上げます。

補正予算書、1ページを御覧ください。第2条に掲げる収益的収入及び支出でございます。令和6年度下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の補正でございますが、下水道事業費用、営業費用17万8,000円を増額し、1億5,336万8,000円にするものであります。

次に、予算第3条に掲げる特例的収入及び支出でございますが、予算第4条の2本文中、それぞれ216万5,000円及び314万1,000円をそれぞれ243万1,000円及び245万3,000円に改めるものでございます。

また、第4条に掲げる議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算第7条に定めた職員給与費726万7,000円を744万5,000円に改めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案10件については、特別委員会に付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案10件については、令和6年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案10件については、特別委員会に付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 以上をもって本日の一般質問を終わります。

次の本会議は、１２月１１日午後２時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午後 １時３６分）